

事務連絡  
令和5年4月28日

各〔都道府県  
保健所設置市〕衛生主管部（局）  
〔特別区〕院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する  
保健所への報告及び相談について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の院内感染対策については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について」（令和5年4月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、幅広い医療機関において新型コロナウイルス感染症の診療に対応いただける環境を整備いただくよう、啓発資材の周知に御協力いただいているところです。

今般の感染症法上の位置づけ変更後においても、新型コロナウイルス感染症による院内感染対策は重要であることから、貴部局におかれましては、各般の施策の実施の徹底を図られるとともに、保健所への報告及び相談に関しては、「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」（平成27年3月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡。別添参照。）でお示ししているインフルエンザ及びノロウイルス感染症に係る対応と同様に、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には、各医療機関に対し保健所等の行政機関に速やかに連絡すること等を指導するよう、また、保健所等の行政機関においては医療機関に対し速やかに技術的な支援を行っていただくようお願いいたします。